

KAZUスポーツクラブ会員規約

(KAZUスポーツクラブ規約より抜粋)

第3章 会員

(入会資格)

第6条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守する。

(入会手続き等)

第7条 クラブに入会する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。
障害保険は、会員が必要と認めた場合、会員の負担で申し込むことができる。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。中途退会者へは返金しない。

(会員の権利)

第9条 会員は、クラブの発行する会報や発信を受けて、あらゆる事業に参加することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 継続して2年以上の会費を滞納したとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

(退会)

第11条 会員は、退会届をクラブに提出して任意に退会することができる。

第7章 責務

(会員)

第27条 会員は、クラブの諸規定を遵守し、責任者および指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。

(クラブおよび指導者等)

第28条 クラブおよび指導者等は、会員の活動中の盗難、傷害等の事故に対して一切の責任を負わない。

第8章 規約の改正等

(規約の改正)

第29条 この規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。但し、当分の間は理事会の決議によって改正することができる。

附則

本規約は、平成28年5月29日から施行する。